

【ポータルメッセージ施行】

ス 号 外
令和2年5月28日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校再開に向けてのQ&Aについて（通知）
このことについて、令和2年4月13日付けで通知した新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業についてのQ&Aを、令和2年6月1日からの学校再開に向けて更新したので通知します。

【 担 当 】

スポーツ健康課・学校保健給食班	大宮司（3666）
スポーツ健康課・学校体育班	一 条（3667）
教委職員課・県立学校人事班	早 坂（3633）
高校教育課・教育指導班	菊 田（3624）
高校教育課・学校経営・生徒指導班	三 宅（3626）
高校教育課・キャリア教育班	長 田（3625）
特別支援教育課・指導班	菊 池（3647）

【電子メール施行】

ス 号 外
令和2年5月28日

各市町村教育委員会学校教育主管課長 殿

宮城県教育庁スポーツ健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校再開に向けてのQ&Aについて（通知）
本県の学校教育の推進に，日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて，このことについて，別添写しのとおり県立学校に通知しましたので承知願います。

【 担 当 】

スポーツ健康課・学校保健給食班	大宮司	(3666)
スポーツ健康課・学校体育班	一条	(3667)
教委職員課・県立学校人事班	早坂	(3633)
高校教育課・教育指導班	菊田	(3624)
高校教育課・学校経営・生徒指導班	三宅	(3626)
高校教育課・キャリア教育班	長田	(3625)
特別支援教育課・指導班	菊池	(3647)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校再開に向けてのQ&A（県立学校向け）

（令和2年5月28日付 ※4月13日Q&Aの更新版）

スポーツ健康課 学校保健給食班（ス）
教職員課 県立学校人事班（教）
高校教育課 教育指導班（高）
特別支援教育課 教育指導班（特）

【掲載事項】

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 0 特に重要な活動指針について | 5 部活動について |
| 1 臨時休業の延長について | 6 職員業務等について |
| 2 保健管理等・新型コロナウイルスの感染症の対応等について | 7 時差登校等について |
| 3 心のケア等について | 8 その他について |
| 4 学習活動・修学旅行等の学校行事の実施について | 9 特別支援教育に関すること |

国や県の通知が多くなってきましたので、令和2年5月28日現時点で、主に参考とする通知を以下に記載します。

【高校教育課 教育指導班】

- 令和2年5月20日付け高第110号

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について（通知）」

- 【別添写し】 令和2年5月15日付け2文科初第265号

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

【高校教育課 学校経営・生徒指導班】

- 令和2年4月21日付け高号外

「新型コロナウイルスに係る風評等について（通知）」

- 【参考資料】 令和2年4月16日付け2初健食第3号

「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

- 令和2年4月24日付け高号外

「新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の生徒の心のケアについて（通知）」

- 【根拠資料】 令和2年4月23日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について」

https://www.mext.go.jp/content/20200423-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf

【スポーツ健康課】

- 令和2年5月21日 文部科学省事務連絡

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する（Q&A（5月21日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 令和2年5月22日文部科学省通知

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」※含む別添資料

https://www.mext.go.jp/content/20200522_mxt_kouhou02_mext_00029_01.pdf

- 令和2年4月1日ス第30号

令和2年度 当初の時期における学校活動の留意点等について（通知）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/787641.pdf>

- 令和2年4月22日ス号外

新型コロナウイルス感染症予防対策と感染に係る対応等のチェックリスト ※更新予定

- これまでの文科省通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html

0. 特に重要な活動指針について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当
新規	0-1	○ 学校における衛生管理についてはどうか	<p>○ 感染リスクはゼロにならないことを前提に、感染症予防を徹底しつつ、学校生活を継続する。</p> <p>○ 文部科学省令和2年5月22日 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（時点更新）を参照する。</p> <p>○ 「新しい生活様式」を徹底するとともに、生徒・保護者、教職員が協力して取り組む。</p> <p>○ <u>学校にウイルスを持ち込ませない事</u>を前提に、家庭の協力を得るとともに、登校時の検温や健康観察を徹底する。</p> <p>○ 感染防止対策の基本を徹底する。 ・手洗い ・マスク着用 ・距離確保 ・消毒</p> <p>※ 詳細はチェックシートを更新するので、確認のこと。</p>	ス
新規	0-2	○ 教室の収容人数についてはどうか	<p>○ 身体的距離を可能な限り確保（1m程度）するように座席配置を行うこと。</p> <p>○ 普通サイズの教室においては40人程度の教育活動は可能する。</p>	ス
新規	0-3	○ 屋内（屋外）における集会についてはどうか	<p>○ 令和2年5月26日の宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部による「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について」により、段階的に対応すること。</p>	ス
新規	0-4	○ 屋内における体育的行事についてはどうか	<p>○ 運動を伴う行事は、体育の授業の取扱いと同様とする。</p> <p>○ 収容人数を調整する等、特に3密状態に十分注意する。</p> <p>○ 十分な身体的距離（1～2m）をとること。</p> <p>○ 令和2年5月26日の宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部による「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について」により、段階的に対応すること。</p>	ス
新規	0-5	○ 校内に保護者や地域の人が来校する行事について	<p>○ 来校者は、氏名、住所、連絡先等が明確であり、特定できるようにする。（クラスター追跡ができる対応）</p> <p>○ 身体的距離を1～2mをとるように工夫する。</p> <p>○ 令和2年5月26日の宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部による「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について」により、段階的に対応すること。</p>	ス
新規	0-6	○ 移動を伴う行事について	<p>○ 令和2年5月28日付け第144号学校再開後の各種教育活動実施の目安について（通知）を参照のこと。</p>	ス

更新	0-7	○ 感染の不安による欠席が要望された場合、欠席扱いとしないとするが具体的な対応はどうか。	○保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校の運営方針について理解を得られるよう努める。 ○その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、生徒の不利益とならないよう、欠席扱いとはしないこととする。 ○その場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	高
----	-----	--	--	---

1 臨時休業中の対応について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当
更新	1-1	○臨時休業中の出欠の取り扱いについてはどうなるのか。	○5月21日付け文部科学省Q&Aの間68記載のとおり、学校保健安全法第20条に基づき、本県は5月末までを臨時休業としていることから、この期間は授業日（出席すべき日数）には含まないこととする。 ○なお、同Q&Aの間65には、臨時休業期間中に「授業日」として登校日を設けた場合については、授業日数に含めるとあるが、これは、生徒の健康観察や家庭学習課題の配布・受領や各種連絡等のために設けた登校日としてではなく、授業をするための日として設定した「授業日」を指すため、本県の場合は該当しないと考える。（文部科学省に問合せ済み）	高

2 保健管理等・新型コロナウイルスの感染症の対応等について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当
新規	2-1	○ 令和2年4月22日付けのチェックリストの扱いについて	○更新版を出します。 ○C-3記載は、継続してください。 ○発生した場合の接触者を特定する作業は、個人のプライバシーにも関わりますが、保健所から対応が求められるケースがありますので、保護者の理解を得ながら、状況に応じて対応ください。	ス
更新	2-2	○ 感染症の予防対策について	○「新しい生活様式」を徹底する。 ○特に毎朝の検温・健康観察及び風邪症状の確認を行う。 ○学校にウイルスを持ち込ませない対策は、新型コロナウイルス感染症の収束やワクチンの接種が十分に行き渡る時期まで継続を想定している。	ス
新規	2-3	○ 日常の消毒の方法と具体的な場所について	○ 共用物や多く人が手を触れるドアノブ、取っ手、手すり、スイッチ等を1日1回以上、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等で拭く。 ○ 界面活性剤を含む家庭用の洗剤（食器用、洗濯用、住居用）も可。 ※ 次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水は、違うものなので注意する事。	ス

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

新規	2-4	○ 健康診断の際の器具の消毒の範囲を具体的に知りたい。	○ 共用にあたるものは、消毒することを基本とする。 ○ アルコール消毒ができない場合は、使用後に石けんで手を洗うこと。 ○ 界面活性剤（洗剤等）で拭く等も考えられます。	ス
新規	2-5	○ 校内の清掃活動について校内のゴミ処理については、通常通り、清掃活動時に生徒に処理させてもよいのか。また、教員が担当した方がよいのか。もしくは、ゴミ箱の撤去なのか。	○ 高校生が掃除を行うことは可能です。 ○ 窓やドアを開放する、換気扇を作動させる等換気を行う。 ○ マスクを着用し、清掃後は石けんと流水で手洗いを行う。 ○ 特にトイレの清掃やゴミ処理は、マスクと手袋（都度消毒がなされているもの）（めがねがあれば望ましい）を着装し、清掃後に石けんと流水で手洗い等をしっかり行う等の感染対策をすること。 ○ これは職員も同じです。	ス
新規	2-6	○ 体育館の清掃はどのようにすると良いですか。	○ 通常の清掃（モップがけ）でよいが、体育館を利用する生徒等には、床に触れた後の石けんと流水で手洗いを励行させる。	ス
更新	2-7	○ 濃厚接触（者）の捉え方について	○ 患者と同居、あるいは長時間の接触があったもの ○ 適切な感染防護服なしに、患者を診察、看護・介護していたもの ○ 患者の気道分泌液もしくは、体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの ○ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防なしで患者と15分以上の接触があったもの。 （患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）	ス
更新	2-8	○ 感染者とつながりがある、生徒や職員の対応はどうすればいいか。	○ 必要を判断し、職員は自宅待機（職専免）、生徒は出席停止として、健康観察を行う。 ①感染者と濃厚な接触があった場合 →自宅待機とし、コールセンターの指示をうける。 ②感染者と接触があったが濃厚ではない場合 →健康観察を行い、様子を見る。兆候が見られた場合は自宅待機し、コールセンターの指示を受ける。 ③感染者が勤務する施設等に立ち入った際 →健康観察を行い、様子を見る。 ○ 不安等による申し出のあった生徒は公認欠席とすることができる。	ス
	2-9	○ 県のコールセンターとはどこか。	○ 県のコールセンター（一般電話 健康相談窓口） 022-211-3883 022-211-2882 （受付時間 24時間 令和2年5月27日現在）	ス
更新	2-10	○ コールセンターに相談したのちの対応はどのようにすればよいか。	○ コールセンターの指示に従い、感染が判明、または濃厚接触者と特定された場合は、本人保護者の了解のもと、スポーツ健康課まで報告する。	ス

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

更新	2-11	○ 保健所から感染者等の情報提供は、学校長にあるのか。	○ 保健所から連絡はない。 ○ 感染者、濃厚接触者の本人または保護者が、学校に連絡する。	ス
	2-12	○ 感染者が出た場合の情報公開はどのようにすればいいか。	○ 個人が特定されないように留意しながら、情報を公開する。 ○ 公表については、県教委へ報告ののちに、別途指示する。 ○ 誹謗中傷やいじめにつながらないように、校内及び地域の状況に配慮し対応する。	ス
新規	2-13	○ 感染の疑いのある生徒・職員への対応の仕方や手順、報告手順について、整理して伝えて欲しい。	○ 令和2年4月1日ス第30号通知及び令和2年4月22日ス号外のチェックリストを参照してください。	ス
更新	2-14	○ 学校で感染が発生した場合の初期対応について	○ 4月1日の県教委の通知の別添5を確認のこと。 ○ 速やかに県教育委員会に報告すること。 ○ 「別添5」のフロー図のうち、感染発生の連絡を受けてから、マスコミ公表までの時間は非常にタイトである。(約3時間) ○ チェックリストを参照(令和2年4月22日ス号外事務連絡)更新予定あり。	ス
	2-15	○ 熱がない風邪症状でも、出席停止にするのか。	○ 学校長の判断とする。 ○ 症状が疑わしい場合は、自宅待機として、経過観察ののち判断する。	ス
新規	2-16	○ 保健室での、風邪や熱の症状がある生徒への対応について	○ 別途、事務連絡を行う。感染防止対策を行いながら、症状がある生徒は自宅で休養させる。 ○ 学校の状況により、待機する別室が用意できる場合は設置する。別室が用意できない場合は、距離をあけ、仕切りを設ける等の配慮を行う。	ス
更新	2-17	○ 健康診断や各種検診の実施について	○ 例年6月末までとされているが、令和2年3月19日付文科省事務連絡により、令和3年3月末まで実施が延長されている。 ○ 学校医と相談の上、できるだけ早めに実施すること。 ○ 校医と相談の上、学校行事計画と調整して変更する。 ○ 年度末まで実施することについては、県医師会に依頼済。 ○ 校医関係で支障がある場合は、スポーツ健康課まで問い合わせのこと。	ス
新規	2-18	○ 受診・相談の基準が変わり、生徒に明確な数字的な基準が示せないが、どうすればよいか。	○ 5月8日厚生労働省の事務連絡で変更されました。発熱は個人差もあり、今後は風邪等症状の申し出があれば、自宅待機を行うこととなります。保護者と相談して待機させてください。 ○ 生徒指導上、体温を数値で示すことが必要であれば、例えば、校内の基準として体温を指定する事も考えられます。その際は職員が数字に捕らわれないように、保護者と十分に相談して対応してください。	ス

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

新規	2-19	○ 発熱した生徒が解熱した後の扱いについて	○ 文科省では、地域の感染状況により、解熱後は出席させるとしている。 ○ 本県としては、専門家からの指導も受けており、解熱後3日健康観察してから登校させる。 ○ 解熱後、保護者から新型コロナウイルス感染症等を心配しての理由で欠席の相談があった場合には、5月21日付け文部科学省Q&Aの問6に基づき、対応願う。	ス
新規	2-20	○ 発熱症状が出た生徒用のベッドを確保した方がいいのか。また、寝具等の消毒をどのようにしたらよいのか。	○ 症状のある生徒を長時間学校に留めてはおけませんので、一時的に留まる別室があれば用意してください。ない場合は保健室を使い、保健室の機能を職員室へ移すなどの工夫も考えられます。 ○ 寝具は共用とせず、洗濯をしてください。	ス
更新	2-21	○ マスクの着用が必要になるが、手作りマスクを着用するにも限界があるため、その調達方法はどうすればよいか。(消毒薬や体温計)	○ 県教委から学校再開に向けて、各校にマスクを忘れた生徒分を配布した。 ○ マスクを購入できない生徒には、生徒自身手作りマスクを作成させ、洗濯して継続利用させる等の対応が考えられる。 ○ 不足物品は学校毎に購入することになるが、購入に支障がある場合は、高校教育課の管理運営班に連絡のこと。	ス
更新	2-22	○ 職員のマスク着用はいつまで義務づけられるのか。また、マスクが不足しているが、学校の備品であるマスクを職員に使用させてよいか。	○ 感染拡大の恐れがなくなるまで継続するものと考えます。 ○ 校務に関する場面において必要な場合、使用してよい。	ス
新規	2-23	○ 実験・実習の際、保護めがねをしてマスクをするとめがねが曇ります。マスクの着用は必須と捉えてよろしいでしょうか。	○ 基本、マスクは必須です。 ○ 危険が伴う場合等は、感染予防を行い外して実施する場合もあると考えます。	ス
新規	2-24	○ 夏の暑さ(熱中症)対策について示してほしい	○ 熱中症のマニュアルが別に発出されている。 ○ マスクを着用していると水分補給が減ることから、こまめな水分補給について十分な声かけが必要です。	ス
新規	2-25	○ 来校者対応のSC・SSW相談室や職員室等のビニールシートやアクリル板等の設置基準はあるか。	○ 基準はありません。 ○ 飛沫が心配される場合は設置しても良いと思います。	ス
	2-26	○ 生徒の通学路や学校の周辺(例えば近くのコンビニ等)に、感染者の関係する施設等がある場合、どう対応すればよいか。	○ 保護者に情報の事実を伝えるとともに、基本的な感染防止対策を励行させ、健康観察に努める。	ス

新規	2-27	○ 消毒液や感染防止の備品等の購入について、令達措置はあるか。また、消毒液等の補充は現品での各校配付を求めたいが可能か。	○必要な消耗品を購入するための予算を令達予定である。 ○消毒液は、マスクのように大口で調達できない状況であるため、各校配布はできない。小売店で品数制限で販売しており、今後令達予定であるので、各校で購入いただきたい。	高
----	------	--	--	---

3 心のケア等について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当
更新	3-1	○心のケアについては、どのように対応すればよいか。	○生徒はこれまで、抑制的な生活を強いられており、一見元気そうに見えても、学びや暮らし等に不安を持ち、様々なストレスを抱えていることが想定される。 ○よって、すべての生徒が何らかの悩みや問題を抱えているという前提で接することが必要であり、健康相談やスクールカウンセラー等による支援とともに、教育活動に取り組む際には、徐々に通常を取り戻すなどの配慮が求められる。 ○また、気になる生徒、不適応及び問題行動の生徒等については、ケース会議等により再開後の指導について方向性を確認し、教職員で情報共有しておくとともに、問題行動等をとる生徒に関わる際には、コロナ禍や長期にわたる臨時休校が影響している可能性も考慮しながらという視点に立ち、生徒の心情に寄り添った対応を心がけたい。 ○なお、生徒や保護者等には、SCやSSWが扱える案件の例を示したり、学校への配置日等を予め周知したりするなど、相談体制の利便性に配慮し、生徒や保護者が困難を一人で抱え込まないように、丁寧な対応をお願いする。 ○さらに、学校外の相談機関についても、折に触れ生徒及び保護者に周知するよう配慮されたい。	高
新規	3-2	○生徒への虐待防止の観点から、生徒の心身の状況の把握や心のケア等にはどのように対応すればよいか。	○3か月に及ぶ長期の休業により在宅時間が大幅に増加することで、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の生徒等、虐待のリスクが高まったケースが想定される。 ○学校にあっては、文部科学省の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和元年5月9日）」や「学校現場における虐待防止に関する研修教材（令和2年1月23日）」を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、虐待の早期発見に努めていただきたい。 ○もし虐待の兆候があった場合や虐待が疑われる情報が入った場合は、児童相談所又は市町村への通告や警察への通報など、当該生徒の安全を確保するよう適切に対応願いたい。	高

更新	3-3	○ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。	○令和2年5月21日付け文科Q&Aの間26の回答及び令和2年4月21日付け高号外「新型コロナウイルスに係る風評等について」を踏まえ、感染者及びその関係者等並びに医療従事者とその家族等への不当な偏見、差別やそれらに係る情報の発信・拡散は決して許されないことを十分に指導ください。	高
----	-----	--	--	---

4 学習活動・修学旅行等の学校行事の実施について

分類	No.	質問事項	回答	担当
新規	4-1	○ 各教科・科目の指導計画を見直す際に、学習内容を精選するとは、具体的にどうすることか。単位数を変更したり、学習内容を減らしたりすることか。	○学習指導要領で定められた学習内容については、減じることができない。 ○各教科・科目の指導計画の見直しに当たっては、まずは学校として育成したい資質・能力を検討・確認の上、それに基づき、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、学校で行うべき学習活動を重点化、到達目標の達成に必要な学習活動の選別、指導順序の入れ替え等を行う等が考えられる。 ○学校として、年度当初に設定した達成すべき教科・科目の目標を見直すことはあり得る。 ○よって、年度当初に計画していた単位数を安易に減じたり、学習指導要領で定められた学習内容を減じたりすることではない。 (5/15付け文部科学省通知p. 3, 4) (5/20付け高第110号通知2)	高
新規	4-2	○ 教科横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともにとあるが、具体的にどのようなことが考えられるか。	○例えば、公民科と家庭科とともに消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任等の消費者教育を行う際に、公民科ではその単元の評価の観点を知識・理解に重点をおき、家庭科ではその単元の評価の観点を関心・意欲・態度や思考力・判断力・表現力の育成に重点を置くなどしながら、互いに補完することで配当時間を削減することなどが考えられる。なお、その場合でも、履修すべき単元をそれぞれの教科で割愛することの無いよう留意すること。	高
新規	4-3	○ 長期休業中や土曜日において、感染拡大防止策及び生徒・職員の負担を考慮し、オンライン授業を授業の代替として扱ってもよいか。	○オンライン授業を通常の授業の代替として扱うことはできない。 ○オンライン授業等のICTを活用した学習活動は、学校における指導の充実を最大限図った上での補完的な取組であることに留意すること。 (5/15文部科学省通知p. 6)	高

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

質問事項含めて更新	4-4	○ ICTを活用したオンライン授業等を実施する場合、著作物の利用について著作権上留意することは何か。	○「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日施行され、授業等の教育目的での著作物利用について、今年度は無償で行えることとなった。なお、申請については、県教委で一括して行ったところである。 ○利用する場合は、次のガイドライン等を参照し、改正著作権法の範囲内での利用となるよう注意すること。 ※「改正著作権法第35条運用指針（令和2年度版）」 ※令和2年4月24日付け「平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A」 ※「2020年度補償金制度利用に関するFAQ」	高
新規	4-5	○ 定期考査の中止は可能か。また、6月に予定していた定期考査等を中止にした場合、就職等で夏季休業明けに仮評定等が必要になる3年生の成績は、どのように算出したら良いか。	○定期考査の実施については、法的根拠はないことから、実施時期の見直しも含めて、弾力的に対応願う。 ○定期考査に代って生徒の学習の到達度を測る手段としては、提出課題の内容の分析や小テストの結果等が考えられるが、定期考査は生徒にとって学習評価の重要な要素であることから、別のもので代替する場合には、事前に十分に周知しておくことが必要である。 ○評価の際には、単に提出物の提出回数や小テストの結果のみで成績を付けることのないよう、観点別評価の視点に立ち、授業での取組状況の観察や提出物の内容や日々の授業の中で把握した学習状況の分析等も踏まえながら、総合的に判断願いたい。 (5/21付け文部科学省Q&A 問76)	高
新規	4-6	○ 感染への懸念から保護者判断で登校させない場合、必要な手立てを講じた上であれば、他の生徒と同様に評価を行って良いか。	○必要な手立てを講じ、同様に評価して良い。ただし、本人と保護者に内容等について説明するなど予め理解を求めておくことが必要である。	高
新規	4-7	○ 前期での単位認定科目があるが、終了した時点での認定としてよいか。	○認定については、適切な時期としてよい。	高
新規	4-8	○ 福祉や看護の実習を行う際の留意点は何か。	○校内で人との接触を伴う実習の場合は、事前に体調を確認する、飛沫感染を防ぐ、接触時間の短縮等の対応が必要である。 ○校外での実習の実施については、地域の感染状況を踏まえた上で、学校が判断してよい。ただし、生徒・保護者及び実習先からの合意を得た上で実施するものとし、感染防止対策に万全を期するものとする。 (5/21付け文部科学省Q&A 問38, 39, 78)	高
新規	4-9	○ 校内外で販売実習を実施してよいか。	○地域の感染状況を踏まえた上で、学校が判断してよい。 ○実施に当たっては感染防止対策の徹底とともに、生徒・保護者の合意を得ることが必要である。 (5/21付け文部科学省Q&A 問78)	高

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

新規	4-10	○ 特別活動（ホームルーム活動，生徒会活動，学校行事）の教育課程での扱いについてはどうしたらよいか。	<p>○特別活動は，各教科・科目等での学習成果を実際に活用しながら，人間関係の形成，社会参画及び自己実現などの観点から，生徒が社会で自立するために必要な資質・能力を，実践をとおして身に付ける極めて重要な学習機会であるとともに，高等学校における教育においても，キャリア教育の要であり，かつ道德教育の中核とされるなど，教育課程上極めて重要な位置付けがされている。</p> <p>○特に，現在のように，将来への見通しが不透明で，様々な不安と直面している状況は，まさに特別活動で身に付ける資質，能力が求められるときであるとも考えらる。</p> <p>○よって，各校にあっては，学校の開始が遅れる中にあっても，特別活動の到達目標の達成に向けて，ホームルーム活動，生徒会活動及び学校行事を適切に実施することが必要である。</p>	高
新規	4-11	○ 特別活動実施上の留意点は何か。	<p>○学校再開に当たっては，今年度実施できるホームルームの時数や学校行事等を踏まえ，今年度の具体の到達目標（身に付けさせる資質・能力）を見直すとともに，その達成に最低限必要な学習という観点から，ホームルーム活動，生徒会活動及び学校行事の各活動等の目的を見直し，その精選を図るなど，効果的・効率的な教育課程の実施ができるよう年間指導計画の見直しと教員間での共有に留意願う。</p> <p>○また，ホームルーム活動については，教科担任制を実施している高等学校にあっては，特にホームルーム担任と生徒との関係形成に必要な時間となることから，週1時間の実施を維持できるよう十分な配慮をお願いする。</p> <p>○学習活動の計画に際しては，課題や反転学習等を活用するなど家庭での学習を最大限生かしながら，教師と生徒との関わり合い及び生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習，学校でしか実施できない活動等に重点を置くなどの工夫が考えられる。</p> <p>○指導計画の見直し，活動や行事の精選に際しては，新型コロナウイルス感染症の感染防止という観点に十分に留意するとともに，学習活動の実施に当たっては，感染防止のための十分な手段を講じること。</p>	高
	4-12	○ 文化的行事を行う上での時期，内容の制限は何か。	<p>○文化祭等の文化的行事についても，各校における当該行事で生徒に身に付けさせる資質・能力などの目的などを踏まえ，地域の感染レベルが1以下であるなど，感染状況，会場，参加人数，来場予想人数等を基に，感染防止の観点からも内容の是非及び必要な感染防止策を検討した上で，慎重に判断願う。</p> <p>○また行事の準備等においても十分な感染防止策をとることが求められる。</p>	高

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

	4-13	○ 宿泊（校内合宿，県内施設での宿泊，県外施設での宿泊）を伴う教育活動が認められる条件は何か。	○文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ，宿泊施設を含め感染の防止に十分な対応をとるなど適切な教育活動の整備が必要である。 ○校内合宿であれば，合宿中の活動内容，県内及び県外での宿泊であれば，活動内容に加えて宿泊先や移動で通過する地域の感染状況等を勘案しながら判断願う。	高
再更新	4-14	○ 修学旅行・研修旅行については，どのように扱えばよいか。	○修学旅行は，生徒が，教科等の学びを深めたり，多様な文化や価値観等に触れたりすることができる，貴重な学びの機会である。 ○【No. 0-6】の「移動を伴う行事について」を参照のこと。 加えて，次の点にも十分に配慮願いたい。 ○実施の可否については，業者や研修先と連携し，移動経路を含む旅行先の感染状況等の情報収集に努め，感染防止の観点を最優先として，適切に判断願う。 ○判断にあたっては，保護者の納得が得られるよう，企画料を含めたキャンセル料の発生条件等について保護者に周知した上で，実施の可否等について改めて保護者の意向を確認するなど，十分な検討及び保護者への丁寧な説明をお願いしたい。 ○なお，現段階では，今年度実施の修学旅行のキャンセル料の補填に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することは予定されていないので注意願いたい。 ○今後の修学旅行や研修旅行の契約については，キャンセル保険加入についても，保護者の意向を踏まえるなどしながら，十分に検討願いたい。	高
	4-15	○ 海外研修は年度内は禁止されるのか。解禁されることはありうるのか。	○海外研修については，国内の修学旅行以上に慎重な判断が必要であると考え。現在は，外務省から全世界に危険情報レベル2が発出され，不要不急の渡航を控えることが求められている状況にあるとともに，日本からの渡航者・日本人に対する入国制限及び入国・入域後の行動制限が行われており，海外での研修は不可能と判断される。 ○今後についても，旅行先の状況，外務省の海外安全情報や渡航者に対する入国制限等の実施状況，帰国の際の検疫体制の強化，国内移動の際の安全性等の状況を十分に踏まえ，業者と連携してしっかりと情報を収集し，折々に参加予定生徒及びその保護者に情報を提供しながら，慎重に検討願う。 ○なお，キャンセル料の発生に備えた保険の加入についても，保護者の意向を確認しながら，積極的に検討願う。	高

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

新規	4-16	○ 夏季休業の短縮を考えたとき、夏季休業中に当初予定していたオープンキャンパスを実施することはできるか。	○中学生の進路選択方法において、オープンキャンパスの実施の意義は大きい。実施については、地域の感染状況、会場、参加人数、来場予想人数等なども踏まえ、感染防止の観点から安全が確保できることを確認の上、実施してよい。 ○その場合には、感染防止策を講じて、万全を期すること。	高
	4-17	○ ボランティア活動の要請に対しての参加制限は設けるのか。	○活動の時期・地域、参加者、内容及び感染防止への対応等を確認の上、各校の教育目標等を踏まえ、当該活動の要否を判断願う。 ○なお、活動地域等の感染レベルが1以下であるなど、社会的状況を踏まえて判断願う。	高
新規	4-18	○ インターンシップや外部講師を活用した講習会、企業からの学校訪問等を実施してよいか。	○地域の感染状況を踏まえ、感染防止の観点から実施内容を検討し、企業からの承諾を得た上で、実施の可否について判断願う。 ○また、実施するにあたっては、参加する生徒・保護者の合意を得るものとし、企業に対しては感染防止の対策を講ずるよう依頼するなど、感染防止に万全を期すること。	高
	4-19	○ 大学入試等の日程、調査書等の様式等の変更がどうなるか知らせてほしい	○令和3年度大学入学者選抜の日程や調査書の記載等については、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、今後定める「令和3年度大学入学者選抜実施要項」において周知する予定となっている。(5/14付け2文科高第161号通知)	高
新規	4-20	○ 就職試験の解禁日など、就職に関するスケジュールはどうか。また、応募前企業見学への生徒の参加は可能か。	○就職に関するスケジュールは例年どおりである。 ○応募前見学については、学校再開以降、感染防止の観点から実施内容を検討し、企業見学実施の可否を判断願う。 ○また、実施するにあたっては、参加する生徒・保護者の合意を得るものとし、企業に対しては感染防止の対策を講ずるよう依頼するなど、感染防止に万全を期すること。	高
	4-21	○ 生徒のアルバイトに対する規制・指導の指針をどのように考えるか。	○新型コロナウイルス感染防止という趣旨を踏まえれば、アルバイトは避けるのが望ましいものとする。 ○ただし、各家庭の家計状況等を勘案し、一律に禁止せず、保護者と必要性和共に安全性の確保等について話し合いながら、許可することも考えらる。	高
新規	4-22	【体育の授業全般について】 ○体育の授業前後に関わることで、留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	○共用する用具の消毒。 ○健康観察を十分に行う。長期にわたる臨時休業に伴う運動不足、体力低下が考えられるので、丁寧な確認が必要。 ○手洗いの励行。手洗いをする時間を確保する。 ○3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう配慮する。（例：着替え、移動、用具の準備・片付け等）	ス

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

新規	4-23	<p>【体育の授業全般について】</p> <p>○体育の授業中に留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○健康観察，けがの有無等の確認を十分に行う。長期にわたる臨時休業に伴う運動不足，体力低下が考えられるので，丁寧な確認が必要。</p> <p>○3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう配慮する。（例：集合，整列等）</p> <p>○身体接触や互いに近接する活動を極力控える。</p> <p>○大声での応援や掛け声，ハイタッチ，握手，補助等による身体的接触は避ける。</p> <p>○用具（ボール等）を使用する場合は，手で目や鼻，口等を触らない。</p> <p>○用具の共用を極力控える。</p> <p>○汗ふきタオルや水分補給の水筒等の共用はしない。</p> <p>○十分な距離を取っている場合，マスクの着用は不要であると考えられる。</p> <p>○見学する生徒にはマスクを着用させ，生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導する。（熱中症予防の配慮が必要。日陰で見学させる。必要に応じて生徒間の距離を2m以上確保する。）</p>	ス
新規	4-24	<p>○「体づくり運動」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○個人で取り組める運動を選択する。（例：ストレッチ体操，筋力トレーニング，なわ跳び等）</p> <p>○互いの間隔を取る等，生徒が密集しないような活動形態を考慮する。</p> <p>○用具は共用しないことが望ましい。</p>	ス
新規	4-25	<p>○「器械運動」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○器具（マット，鉄棒，平均台，跳び箱）を共用する内容のため，単元の配列を変更し，実施時期を遅らせる。</p>	ス
新規	4-26	<p>○「陸上競技」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○互いの間隔を取るにより，用具の共用が生じない種目は実施可能。（例：短距離走，ハードル走等）</p>	ス
新規	4-27	<p>○「水泳」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○3つの密（密閉・密集・密接）の状態を避けるよう配慮する。（例：更衣室の使い方，プールの中及びプールサイドで密集しない等の配慮が必要）</p> <p>○健康診断が未受診のことも考えられるので，健康観察の徹底，家庭との連携，保健調査票等により，生徒の健康状態やプール入水の可否を確実に把握する。</p>	ス

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

新規	4-28	○「球技」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	○集団的技能に係る内容については、単元の配列を変更し、実施時期を変更することが考えられる。 ○個人的技能の習得については、場の設定や運動の内容を考慮した上で行うことは可能。（例：サッカーのドリブルやリフティング、バレーボールの直上パス、バスケットボールのボールハンドリングやその場ドリブル、バドミントン等のラケットの素振り等） ○個人的技能に係る内容を取り扱う場合には、用具を共用しないことが望ましい。活動後の用具の消毒、手洗いをしっかり行う。	ス
新規	4-29	○「武道」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	○柔道については、身体接触及び畳を共用することから、単元の配列を変更し、実施時期を遅らせる。 ○剣道については、用具（竹刀・防具）の数が豊富であり、共用を避けることが可能であれば、体さばきや素振り等を行うことは可能。気合や大声での掛け声を避ける。	ス
新規	4-30	○「ダンス」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	○互いの間隔を取ることにより、個人で踊る内容であれば可能。	ス
新規	4-31	○「保健分野」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	○年間計画を入れ替える等、できるだけ早期に感染症予防に関する指導の機会を設定するとともに、授業においては、校種に応じた指導の在り方を工夫する。 【高等学校】 「現代社会と健康」において、現代の感染症とその予防について指導。	ス
新規	4-32	○限られた時間での給食指導に、水道の蛇口の数が限られている状況で、手洗いの徹底は難しい。各自でおしぼりを用意したり、ウェットシート等の活用による配膳指導は可能か。	○流水と石鹸での手洗いが基本となります。 ○流水での手洗いができない場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬の使用が考えられますが、給食当番等配食をする児童生徒を優先する等の時間に差をつけたり、特別教室の水道の蛇口を使用したり、基本的な手洗いができるように時間や場所の確保をお願いします。	ス
新規	4-33	○学校で実施することが義務づけられている活動はどうすればいいか。	○できるだけ時期をずらして実施するよう検討願う。 ○実施できない場合は、趣旨を紙面にまとめて、クラス担任や一斉放送などの方法で指導すること。 対象：交通安全指導、薬物乱用防止教室 等	ス

5 部活動について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当
新規	5-1	○学校再開後の部活動はどのようになるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月1日の学校再開と同時に、部活動も再開する。 ○ 生徒の健康状態や体力を考慮に入れ、段階的に活動を行う。 ○ 本人、保護者に説明し理解を得て活動すること。 ○ 各種目の特性による感染予防が行われていることを前提とする。 ○ 部活動のガイドラインの範疇で行うこと。 ○ 運動不足の生徒が多いことが考えられるので、準備運動を十分に行う。 	ス
更新	5-2	○練習試合や大会への参加をどのようにすれば良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月19日以降、生徒の健康・体力を確認し、練習試合等を取り入れた活動を可とする。宿泊を伴う活動は自粛する。 ○ 7月中旬までは、大会・発表会への参加及び宿泊（県内に限る）を伴う活動については、慎重に判断する。 ○ 会場への移動等、大会におけるスポーツ活動以外の場面も含め、学校として、生徒・教師等の感染防止対策を行うこと。 ○ 会場内において、待機場所での休憩・飲食時や更衣室、会議室の利用時など3密を避けるよう指導する。 ○ 大会の開催についても7月10日以降可とする。ただし、「新しい生活習慣」を実践し、必要以外の関係者参加は十分な検討が必要である。 ※7月下旬以降は、5月28日に発出した「学校再開後の各種教育活動実施の目安について（通知）」を参照のこと。 	ス
新規	5-3	○ 部活動における飛沫感染の恐れのある活動とはどんな活動か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 咳やくしゃみ、汗のしぶきを吸い込んだりすることによって感染することを飛沫感染と言う。 ○ 生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や向かい合って発声したりする活動は感染の恐れのある活動と考えられる。 	ス
新規	5-4	○部活動を行うに当たり、活動を始める前に注意する点はどんなことか。（学校・顧問）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康状態の確認等は生徒に任せるのではなく、顧問や部活動指導員が把握する。 ○ 運動不足が考えられるので、十分な準備運動等を行い、身体に過度な負担が掛かる運動を避け、けが防止に努める。 ○ 手洗いの時間を設定し徹底させる。 ○ 屋内での活動の場合は、出入り口や窓を開放し、換気をしておく。 ○ 使用する用具の消毒を行う。 ○ 部室・更衣室の使用は短時間で済ませ、3密を防ぐ。 ○ 汗ふきタオル、水分補給等の水筒は生徒が各自準備する。 	ス

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

新規	5-5	○部活動中、どのようなことに配慮しながら練習したらいいか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3密を避けるよう、活動場所及び活動時間の分散等の配慮をし、短時間で効果的な活動を行う。 ○ 十分な身体的距離を確保できる人数で活動する。 ○ こまめな手洗いと水分補給を行う。 ○ 必要以上に大声を出すような活動は避ける。 ○ 用具を使用する場合は、手で目や鼻、口等を触らない。 ○ 用具の共用は極力控える活動になるよう工夫する。 ○ 個人的技能習得を中心とした活動から段階的にゲーム練習等を取り入れていく。 	ス
新規	5-6	県総体に代わる大会の日程を示してほしい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替大会については、現在、県高体連で開催の可否も含め、調整中。 ○ 代替大会の開催の可否や日程等が決定次第、県高体連を通じて連絡することとなっている。 	ス

6 職員服務等について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当
更新	6-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員から次のような質問が出た場合。「明らかな陽性ではなく、感染が疑われる場合、どのような対応が考えられるか？」 ※陽性反応が出る前の感染者と会食した、あるいは会食に同席した人とさらに別の会食で同席した等のケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○ まずは、新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）に相談すること。感染疑いのある者と接触があった場合に、最終接触日の翌日から14日間、所属長が自宅待機を命じたときは、職専免の手続きをとること。 ○ ただし、教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇の対象となる。また、保健所や帰国者・接触者相談センターから外出しないことを求められたときも、特別休暇の対象となる。 ○ なお、感染の不安により勤務を休みたい等、感染を疑うに足る具体的な事由がない場合は、年次有給休暇で対応することが妥当と考えられる。 	教
更新	6-2	○ 臨時休校期間中の在宅勤務制度はいつまで可能なのか。	○ 6月1日の学校再開後も、それぞれの学校において、全児童生徒が登校及び全日活動の対象となった日の前日まで学校長の判断で可能とする。詳しくは別途通知する。	教
	6-3	○ 時差出勤についてはどういう対応が可能か。	○ 県立学校管理規則28条の規定により、勤務時間の割振は学校長が行うことになっていることから、所属長による勤務の割振変更は、可能だと考えるので、適切に対応願いたい。ただし、勤務時間の割振については、あらかじめ職員に対して明示する必要があること、恣意的、突発的に割振することはできないことに注意すること。	教

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

	6-4	○ 土曜日に授業を行うため、職員を出勤させることは問題ないか。	○ 適切に週休日の振替等を行うのであれば、可能である。 週休日に勤務を割り振るのであれば、勤務時間条例第5条及び勤務時間規則第3条の規定に従い、週休日の振替等を行うこととなるが、振替等を行う期間については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応業務のために土曜日等の休業日に勤務する場合の週休日の振替等について」（令和2年3月19日付け教第447号）で通知しているとおおり、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から16週間後までの期間内で割り振りすることとしているので、適切に対応願いたい。	教
新規	6-5	○ 会計年度職員への対応の留意点をまとめて教えて欲しい。	○ 非常勤講師については、令和2年4月8日付教職員課県立学校人事班事務連絡で対応願います。その他の会計年度任用職員に関しては総務課職員人事班対応となります。他に何かありましたら個別に対応します。	教

7 時差登校等について

分類	No.	質問事項	回答	担当
新規	7-1	○ 時差登校について、令和2年5月15日付ス第126号によれば、「当面、各校の実情に応じて、時差登校等の対応を工夫する」とあるが、レベル1である場合、時差登校の必要性はどの程度なのか。また、2割程度のJR利用者がいるような学校の実情を考慮しても、時差登校の解除時期は5月中等、ある程度早い段階でもよいか。	○「学校の新しい生活様式」にも示されているように、公共交通機関利用の際には、できるだけ乗客の少ない時間帯に利用する（時差登校）等の対応は感染予防として重要であると記載されている。 ○各学校の地域や生徒・保護者の実情により、判断願いたい。 (5/22付け文部科学省「学校の新しい生活様式」7p. 32, 33)	高
	7-2	○ 時差登校の場合、通常の登校時間に登校してはいけないという指導が必要なのか。	○通勤時間と通学時間をずらすことで、感染の予防及び拡大の防止を図るという観点から、通常の登校時間に登校することは望ましいとは言えない。 ○ただし、保護者や公共交通機関の都合等、やむを得ない場合については、感染予防について保護者と十分に確認するなどしたうえで、登校させることはあり得る。	高
	7-3	○ 時差登校を指示しても、指示した時間に登校できない場合はどうするのか。	○ 通学手段により、登校できない場合や遅刻する場合については、学校の実情に合わせて対応いただきたい。 ○ 特に、公共交通機関の都合で、登校時間を遅らせるのが難しい場合、感染の予防及び拡大の防止を図るという観点から、保護者の理解を得られるよう説明を尽くしていただくようお願いする。 ○ また、保護者の仕事の都合などにより、時差登校が困難な場合は、通常の登校時間に登校するなど、指示した時間よりも早く登校させた場合は、感染予防対策を十分に行って、教室や別室で待機することが考えられる。	高

20200528学校再開に向けたQ学校再開に向けたQ&A

7-4	○ 保護者の送迎による生徒が多く、時差登校では保護者の送迎が困難になる場合、かえって公共交通機関を利用することでリスクが高まると考えられるが、このような場合も時差登校は行わなければならないのか。	○ 感染の予防及び拡大の防止を図るという観点から、保護者の理解を得られるよう説明を尽くしていただくようお願いする。 ○ ただし、保護者の仕事の都合などにより、時差登校が困難な場合は、通常の登校時間に登校させ、感染予防対策を十分に行って、教室や別室で待機することが考えられる。	高
7-5	○ 帰宅する時間についても、時差下校とするのか。	○ 登校時と同様、交通事情を鑑みながら、学校の実情に合わせて対応願いたい。通勤時間と通学時間をずらすことで、感染の予防及び拡大の防止を図るという観点を踏まえ、下校時間についても退勤時間とずらすようにするのが望ましい。	高

8 その他について

分類	No.	質問事項	回答	担当
	8-1	○ 通学ができない児童生徒への課題等を郵送で行ってるが、その分の経費はどうか。	○ 必要な経費については、担当課へ相談のこと。	高
新規	8-2	○ 高等学校の特別活動等で利用する、バス移動についてはどうか	○ 県内及び隣県や目的地の感染者数が少なく、地域の感染レベルが1の場合は、バス利用の際の感染予防を十分に行い、乗車定員までの乗車は可能です。 ○ 感染リスクがレベル2とされた場合、乗車定員の半分を目安にするなど、行き先の感染状況も含めて、中止も検討ください。 ○ 移動時間については、特に定めはありませんが、3密回避の観点から、適宜休憩するなどして、感染予防を徹底することが必要と考えます。	ス
新規	8-3	○ 高等学校の寄宿舎（寮）について	○ これまで特別支援学校の寄宿舎と同様の対応としてきたが、特別支援学校以外の寮は、1部屋について、身体的距離が1～2m確保でき、換気ができる環境の場合、1空間をビニールシート等で区切って飛沫を防ぐ対応で、複数名の利用を可とする。 ○ 生徒の健康管理を十分に行う。 ○ 体調を崩した場合は、保護者と迅速に連携がとれる体制をとること。 ○ 手洗いをはじめとする感染対策を十分にとる。 ○ その他寮における衣食住においても、学校長の管理・指導の下に、感染防止対策を十分に行うこと。 ○ 今後、感染の状況を見ながら、段階的に緩和をしていく。	ス

9 特別支援教育に関すること

【1. 寄宿舎について】

分類	No.	質問事項	回答	担当
	9-1	○ 特別支援学校の寄宿舎について	<p>○以下のような条件で開舎できることとする。</p> <p>①寮の再開にあたっては、3密を避けるため、自宅からの通学が可能な生徒については通学を依頼し、自宅が遠方で入寮が前提の者を最優先で受け入れ、原則として1居室に1名とする。</p> <p>②寄宿舎生は入寮前2週間の行動を確認し、感染を疑われる者との濃厚接触がないことを確認するとともに、入寮までの間に十分な健康観察を行った上で入寮の可否を決定する。</p> <p>③寄宿舎においても、手洗いや咳エチケットの徹底等、基本的な感染症対策を実施するとともに換気の徹底など、集団感染リスクに対応するなど国のガイドライン等の内容を踏まえ十分な対策を講じること。</p> <p>④入退舎の際には保護者の自家用車による送迎を基本とするが、公共交通機関を利用する際には、ラッシュ時を避けるなど感染予防に十分に配慮した上で入退舎させること。なお、自宅から入寮する際には登校時と同様に検温や健康観察など感染症対策を徹底すること。</p> <p>○なお、寄宿舎利用の段階的緩和については、学校再開後に専門家の意見を踏まえ別途通知する。</p>	特
その他	9-2	○ 寄宿舎の利用人数や配慮事項を教えてください。	<p>○1部屋1名が原則。ただし、実情により複数名を利用させざるを得ない場合は、できるだけ飛沫等が飛ばない仕切り（カーテンやビニール等）で区切り、感染予防を十分に行って対応すること。</p> <p>○その場合は、保護者にも十分な説明を行い、理解を得ること。</p>	ス

【2. スクールバスについて】

分類	No.	質問事項	回答	担当
更新	9-3	○ スクールバスの乗車の際に、本校独自で日頃使用している健康観察記録を使用してもよいか。	○スクールバス乗車時に確実に発熱等がないかを確認することが重要。令和2年4月1日付け第30号の別添2の内容がスクールバス乗車の前に十分確認できることができれば、貴校で活用している様式でもよい。	特
更新	9-4	○ スクールバス乗車時のルールについて、バス会社に対して県から通知等がなされるのか。	○令和2年4月2日付けで、当課よりバス事業者宛に発出済みである。	特
更新	9-5	○ スクールバスの3密を避けるため、スクールバスの運行を1コース2回行うなどの対応はできないか。	<p>○バスの増便や運行回数が増は、バス事業者の車両保有台数や乗務員確保等の状況により異なるので、個別に相談いただきたい。</p> <p>なお、バス事業者に対しては、夏季休業期間の短縮に伴う運行日数の増により委託金額の変更協議の必要があれば申し出るよう、令和2年5月7日付けで通知している。</p>	特

【3. その他について】

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当
更新	9-6	○ 学校再開後、分散登校等を実施する場合、登校日以外の児童生徒の居場所としての受入については、5月までの臨時休業時と同様と考えてよいか。	○令和2年5月18日付「学校再開へ向けた新型コロナウイルス感染症対策について」のとおり、保護者及び福祉施設等（放課後等デイサービス事業者等）と連携を図りながら、状況に応じて学校において受入れること。	特
更新	9-7	○ 入学式、始業式の期日については、県教育委員会から指示が出るのか、学校独自で判断するのか。	○県教育委員会としては、6月1日の学校再開を示しているところだが、始業式と入学式の実施期日については、各学校の状況を見ながら各学校で判断していただきたい。	特
更新	9-8	○ 病院閉鎖に伴って、授業再開の見通しが立たない。準ずる教育課程の児童生徒に対して、夏休みや土日に授業日を設定することは可能か。	○令和2年5月22日付「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について」で示したとおり、児童生徒一人一人の状況に応じて、学校教育目標を達成するために必要な補充内容を十分に検討した上で、教職員への負担軽減にも配慮しながら、必要に応じて工夫していただきたい。	特
更新	9-9	○ SCやSSW, ALT, 外部専門家など外部の人間が、感染リスクの高い児童生徒のいる学校へ立ち入ることに関しての対応はどうか。	○関係各課と調整の上、判断をしていただくとともに、令和2年5月22日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 第2章4 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について」に基づき、対応願いたい。	特
更新	9-10	○ 校内における会議、研修会、外部の方を招いての会議については、いわゆる3密の状態を避けて実施していくということによいか。	○令和2年5月22日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、対応願いたい。 なお、屋内における集会については、Q&A0-3（新規でスポ健が担当の部分）を参照	特
更新	9-11	○ 現場実習については、相手側に確認しながら、いわゆる3密を避けることが可能と確認した場合は実施していくことによいか。	○令和2年5月18日付「学校再開へ向けた新型コロナウイルス感染症対策について」及び令和2年5月22日付「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について」に基づき、対応願いたい。	特
更新	9-12	○ 居住地校学習、外部専門家活用事業、介護等体験、教育実習等、県全体に関わる事業の実施について、どのように対応するのか。	○今後の状況等を見ながら、関係各課並びに関係機関が調整の上で実施の方向性を示すので、それに基づき各学校において対応願いたい。	特
更新	9-13	○ 濃厚接触者についての判断は、保健所が行うということによいか。	○よい。Q&A2-7参照	特
更新	9-14	○ 感染者と同様に濃厚接触者が確認された場合、学校をすぐに閉じる必要はないのか。	○濃厚接触者の段階では感染者ではないため、臨時休業等の対応とはならない。濃厚接触者が検査の結果陽性と判断された場合については、感染者と同様の扱いとなる。 Q&A2-8及び2-14参照	特